平成２５年（フ）第８７３号
埼玉県幸手市栄４番16―201号
債務者　岩田　和子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　早苗
4　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
川崎市幸区南加瀬２丁目11番24―103号　川重マンション
債務者　齊藤　秀樹
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　正男
4　破産債権の届出期間　平成25年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月７日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３００号
相模原市中央区田名2624番地24
債務者　織田　秀信
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安永　佳代
4　破産債権の届出期間　平成25年９月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月11日午後４時
6　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３０１号
相模原市南区下溝1456番地４　ファミールちおりⅠ102
債務者　織田　隆信
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安永　佳代
4　破産債権の届出期間　平成25年９月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月11日午後４時
6　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２８９号
相模原市南区上鶴間３丁目３番22号
債務者　佐藤　　進
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　　馨
4　破産債権の届出期間　平成25年９月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８８５号
埼玉県川口市芝園町２番２―105号　芝園ハイツ２号棟
債務者　田中　正明
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　佳子
4　破産債権の届出期間　平成25年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９０２５号
東京都品川区東五反田２丁目15―６―508
債務者　森川　武男
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　浜美
4　破産債権の届出期間　平成25年９月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月21日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４３９号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北４丁目13番13号
債務者　丸田　晴男
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　眞也
4　破産債権の届出期間　平成25年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月28日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１１号
富山県高岡市高美町18番地159、前住所富山県高岡市伏木本町10番31号
債務者　吉井ひとみ
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　敏彦
4　破産債権の届出期間　平成25年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月28日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第３２５号
新潟市東区東中野山３丁目７番７号
債務者　新野　正美
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奈良橋　隆
4　破産債権の届出期間　平成25年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５３号
旭川市川端町３条７丁目２番４号　プリセラロッヂ１階左
債務者　岩田勝太郎
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間　都
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２８号
新潟市西区小新４丁目９番39号　リベルテ白鳥603、前住所新潟市西区小新４丁目８番47号　グランディオス白鳥301号
債務者　五十嵐信明
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　聡之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３３号
鹿児島県鹿児島市東谷山３丁目14番５号　メゾンｗｉｓｈ101号
債務者　立石　勇二
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８１号
群馬県太田市新道町1386番地１　コーポエルムⅡ―103号、前住所群馬県安中市板鼻3306番地６
債務者　阪口　裕司
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　弓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２４２号
高知県土佐市高岡町甲1689番地
債務者　安藤　芳子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横川　誠二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
高知地方裁判所破産係